

安芸高田市中小企業等エネルギー価格 高騰対策事業支援金

【 申請ガイド 】

<安芸高田市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業実行委員会>

申請ガイド

1 目的

本支援金は、電気・ガス・燃料等のエネルギー価格高騰の影響を受ける市内事業者に対して、予算の範囲内において安芸高田市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業支援金（以下「支援金」という。）を給付することにより、事業者の負担軽減を図ることを目的とする。

2 支援対象者

次のいずれも満たす者

- (1) 安芸高田市内に事業実態がある事務所又は事業拠点を有する者
- (2) 安芸高田市内において今後も事業を継続する意思がある者
- (3) 下記のいずれにも該当しない者
 - ・ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）別表第一に規定する公共法人
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
 - ・ 政治団体
 - ・ 宗教上の組織若しくは団体
 - ・ 安芸高田市暴力団排除条例第 2 条に規定する暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係にある者

3 対象経費

安芸高田市内の事業所等で使用した下記の経費

- (1) 電気代
- (2) ガス代（LP ガス、産業用ガス等に係る経費）
- (3) 燃料代（ガソリン、軽油、灯油、重油等に係る経費）
- (4) その他光熱費（上記各号以外に係る光熱経費）

4 支援金額

最大 100 万円

- ・ 算定金額の計算式に基づき算定された金額から 1,000 円未満を切り捨てた金額が支給額となります。

- ・ 算定金額が1,000円未満の場合は支給対象外です。算定金額が1,000,000円を超えた場合は1,000,000円を上限として支給します。
- ・ 支給は1事業者1回限りとなります。
- ・ 計算式中の原油給付金給付額は「安芸高田市原油価格高騰緊急経済対策事業」、電気給付金給付額は「安芸高田市電気料金高騰対策事業者支援事業」で支給された金額です。

☆算定金額の計算式

$$\left\{ \left(\begin{array}{c} \text{2022年分の} \\ \text{対象経費} \end{array} - 298,000 \right) - \left(\begin{array}{c} \text{2021年分の} \\ \text{対象経費} \end{array} - 258,000 \right) - \left(\begin{array}{c} \text{原油給付金支給額} \\ + \\ \text{電気給付金支給額} \end{array} \right) \right\} \times \frac{1}{3}$$

- ※ 2021年分で減じる258,000円は総務省家計調査2021年2人以上の世帯平均光熱水費
- ※ 2022年分で減じる298,000円は総務省家計調査2022年2人以上の世帯平均光熱水費

☆支給額の計算例

【事例1】

2022年対象経費	2021年対象経費	原油給付金支給額	電気給付金支給額
4,500,000円	3,300,000円	0円	100,000円

$$\left\{ \left(4,500,000 - 298,000 \right) - \left(3,300,000 - 258,000 \right) - \left(100,000 \right) \right\} \times \frac{1}{3}$$

$$= \left(4,202,000 - 3,042,000 - 100,000 \right) \times \frac{1}{3} = 353,333...$$

この場合、算定金額から1,000円未満を切り捨てた**353,000円**が支給額となります。

【事例2】

2022年対象経費	2021年対象経費	原油給付金支給額	電気給付金支給額
400,000円	350,000円	10,000円	20,000円

$$\left\{ \left(400,000 - 298,000 \right) - \left(350,000 - 258,000 \right) - \left(\begin{array}{c} 10,000 \\ + \\ 20,000 \end{array} \right) \right\} \times \frac{1}{3}$$

$$= \left(102,000 - 92,000 - 30,000 \right) \times \frac{1}{3} = -6,666...$$

この場合、算定金額が1,000円未満（マイナス）になりますので**支給対象外**です。

【事例3】

2022年対象経費	2021年対象経費	原油給付金支給額	電気給付金支給額
9,500,000円	5,000,000円	100,000円	700,000円

$$\left\{ \left[9,500,000 - 298,000 \right] - \left[5,000,000 - 258,000 \right] - \left(\begin{array}{c} 100,000 \\ + \\ 700,000 \end{array} \right) \right\} \times \frac{1}{3}$$

$$= \left[9,202,000 - 4,742,000 - 800,000 \right] \times \frac{1}{3} = 1,220,000$$

この場合、算定金額が1,000,000円を超えているため **1,000,000円**が支給額となります。

5 申請方法

申請受付期間内に必要な書類を申請先に提出または郵送してください。

(1) 申請受付期間

2023年8月21日(月) から **2023年12月22日(金)** まで

※郵送の場合、受付最終日消印有効

※**予算上限に達した場合は、申請期限前でも受付を終了します。**

(2) 申請先

〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 979-2 安芸高田市商工会

※郵送される場合、封筒には必ず「**支援金申請書在中**」とご記入ください。

※受付時間 9:00~17:00 (土日祝日を除く)

(3)申請に必要な書類一覧表

必要書類	入手先
安芸高田市中心小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業支援金申請書兼請求書 (様式第1号) ※A4用紙に片面で印刷し(ホッチキス留め不可)、必要書類を添付して提出してください。	商工会 HP 又は市 HP
別紙「中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業請求内訳書」	商工会 HP 又は市 HP
確定申告書類の写し ※ <u>税務署の受付印が押された控え、e-TAXの場合は電子申告日時が印字された控え、</u> <u>または「受信通知」を添付</u> <法人>直近2期分の確定申告書別表1・別表4	各自準備

及び 決算報告書（貸借対照表、損益計算書、製造原価報告書(明細書)※、販売費および一般管理費内訳書(明細書)) <個人> 令和 3 年分及び令和 4 年分の確定申告書 B 第一表 及び 所得税青色申告決算書（1～4 ページ） ※白色申告の方は収支内訳書（両面）	
<個人の方のみ> 身分証明書の写し (運転免許書※裏面のあるものは両面・健康保険証・マイナンバーカードなど)	各自準備
申請者名義の振込口座通帳の写し ※表紙及び見開きページ	各自準備
その他審査等に必要な書類 ※実行委員会より指示の無い場合は添付不要	各自準備

※製造原価報告書は業種によっては作成しない場合もあります。

(4) 申請時の留意事項

- ・ 郵送で申請書を送付する場合は必ず、特定記録郵便など**記録が残る方法**で送付してください。
- ・ 送付時の追跡番号等は支援金が振り込まれるまで保管してください。
- ・ 必要な書類が一式揃ったものを正式な申請として受け付けます。
- ・ 受付終了の時点で不備のある申請書類は受け付けません。
- ・ 書類作成にかかる経費は、申請事業者の負担となります。
- ・ 提出書類は、写しを必ず保管してください。
- ・ 安芸高田市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業支援金は、課税対象となります。
- ・ 審査を行うに当たり、電話により内容確認することがございます。必ず連絡の取れる番号を申請書にご記入ください。また、必要に応じて追加書類の作成及び提出を求める場合があります。

6 支払いについて

審査終了後 2 週間程度で振り込みをいたします。ただし、審査に伴い、書類の不備や不明点などのご確認に時間を要した場合には、遅れることもございます。

7 その他

- (1) 支援事業者は、金銭出納簿その他帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、支援事業の完了した日が属する会計年度の終了後 5 年間保存してください。
- (2) 支援金の給付に関し、支援事業者に対して報告を求め、又は委員（若しくは関係機関）に事業所等に立ち入らせ、帳簿書類等の調査をする場合があります。
- (3) この申請ガイドに記載のない事項は、安芸高田市エネルギー価格高騰対策支援事業実行委員会で協議の上決定し、別に作成する「**Q&A**」にて定めるものとします。

8 問い合わせ先

<安芸高田市中小企業等エネルギー価格高騰対策支援事業実行委員会>

安芸高田市商工観光課 TEL : 0826-47-4024

安芸高田市商工会 TEL : 0826-42-0560